

あま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付要綱

あま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付要綱（平成２２年あま市告示第１１７号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この要綱は、市内の一般家庭から排出される生ごみの減量化、再資源化（リサイクル）及び自家処理を推進するため、家庭用電動式生ごみ処理機（以下「生ごみ処理機」という。）を購入し、設置した者に対して行うあま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、あま市補助金等交付規則（平成２２年あま市規則第３４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第２条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）市内に住所を有し、かつ現に居住している者

（２）生ごみ処理機を購入し、自ら居住する住宅（敷地を含む。）に設置した者

２ 補助金の交付の対象となる生ごみ処理機の数、は、１世帯につき１基を限度とする。

３ 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた日後５年が経過し、当該補助金の交付を受け設置した生ごみ処理機が使用不能となり買い替える場合は、補助金の交付の対象とする。

（補助金の額）

第３条 補助金の額は、生ごみ処理機の前購入費用の３分の１に相当する額とし、２万円を上限とする。

２ 前項の規定により算出した額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第４条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機を購入し、設置した日の属する年度内にあま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添付して、市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第５条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、あま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付決定通知書（様式第２号）又はあま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第６条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、あま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付請求書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

２ 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するもの

とする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付に関し偽りその他不正な行為があったとき

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査又は指導)

第8条 市長は、必要と認めるときは生ごみ処理機の設置及び管理の状況について調査し、又は指導することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第53号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の各告示の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第 1 号（第 4 条関係）

あま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付申請書

年 月 日

あ ま 市 長 様

申請者 住 所 あま市

フリガナ

氏 名

⑩

電話番号

下記のとおり家庭用電動式生ごみ処理機を購入し、設置しましたので、あま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 設 置 の 場 所 あま市

2 設 置 年 月 日 年 月 日

3 購 入 機 種 名

4 購 入 店 名

5 購 入 金 額 円

6 補助金交付請求額 円

※補助金交付請求額は、電動式生ごみ処理機の購入金額の 3 分の 1 です。
ただし、1 円未満の端数は切捨てし、上限を 20,000 円とします。

7 添 付 書 類

- (1) 領収書等の原本（購入者名・購入機種名・購入店名・購入金額が明記された購入を証する書類）
- (2) 保証書の写し

※前回この補助金の交付を受けた日から 5 年を経過していない場合は、申請できません。

様式第 2 号（第 5 条関係）

あま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

あま市長



年 月 日付けで申請のありましたあま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付申請については、次のとおり交付することに決定しましたので、あま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき通知します。

1 交付決定額 _____ 円

2 交付条件

- (1) 補助金に関する書類を 5 年間保存し、請求があった場合は、提出できる状態にしておくこと。
- (2) 偽りその他不正な申請により補助金の交付を受けた場合、市長の請求に応じ、当該補助金の全部又は一部を返還すること。

様式第 3 号（第 5 条関係）

あま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

あま市長



年 月 日付けで申請のありましたあま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付申請については、次の理由により不交付と決定しましたので、あま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき通知します。

不交付決定の理由

様式第4号（第6条関係）

あま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付請求書

年 月 日

あ ま 市 長 様

申請者 住 所 あま市

フリガナ

氏 名

⑩

電話番号

年 月 日付けで交付決定のありましたあま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金につきまして、あま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 _____ 円

2 振 込 先※

金融機関・支店（出張所）名	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協 店	
預 金 種 別	普通・当座	
口 座 番 号		
口 座 名 義 人	フリガナ	
	氏 名	

※補助金の振込先口座は、申請者本人の口座に限ります。